

PKI Day 2011—＜番号制度時代のPKI＞

# 「番号制度とPKI」

2011年9月26日

セコム(株)IS研究所 松本 泰

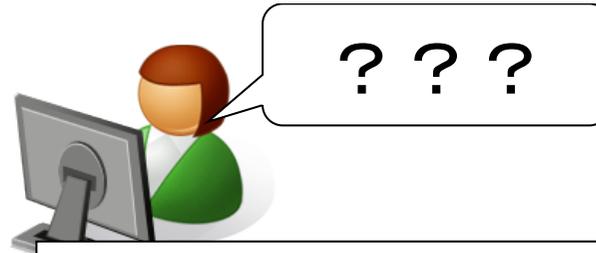
# 番号制度とPKI

- ・ 番号制度は、国の根幹を成す制度と理解されつつあります。番号制度には、法人番号も含まれていますが、自然人、法人も含め、本格的なデジタル社会に相応しい「社会基盤としてのアイデンティティ管理」の整備への動きと捉えられるのではないのでしょうか。そしてPKIの証明書は、本来「社会基盤としてのアイデンティティ管理」に基づき発行されるべきものと言えます。
- ・ パネルディスカッション「番号制度とPKI」では、「番号制度」にPKIや電子署名法等の制度が、どのように対応していくべきか等を議論します。

# # 昨年の「PKI day 2010」のプレゼンから 番号制度とPKI アイデンティの認証とか証明とかに関して

- ・ How — この話をずっと(10年間)やっている
  - 暗号の強度、電子政府推奨暗号リスト
  - 暗号の2010年問題
  - 数々の脆弱性の対処
  - 電子署名法の認定認証局などの制度
  - 様々な標準化、複雑な相互運用技術。。。これの解決
  - Etc……
- ・ What — この観点は、ほとんど議論されていない。。。
  - 何を(電子的に)証明できれば社会の発展とか効率化に寄与できるのか？
    - ・ PKIの証明書の内容やID連携のアサーションの内容等について
  - 社会基盤としての「認証基盤」が必要だとすると、「社会基盤」としての「ID管理基盤」が必要になる(と思うけど。。。)

# 2011年現在の状況？



民事訴訟法は228条4項「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立。。」

"Rough consensus and running code"

法制度等から  
ニュートラルな  
技術標準



技術標準

デファクト標準  
としての実装

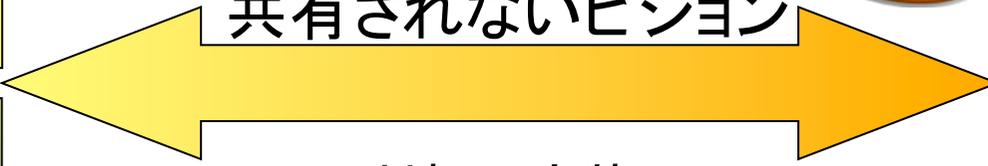
ギャップ

噛み合わない会話  
共有されないビジョン



・既存のレガシーな法制度  
・様々な管轄官庁の様々な業法

紙前提の制度  
(の電子化)



対極の実装

強い影響

「電子署名法」、「e文書法」、「電子公証人制度」、「商業登記に基づく電子認証制度」、「住民基本台帳制度」、etc...

現実の実務からの乖離という問題

既存の慣習、権益が強すぎる問題



「光の道」で医療問題も教育問題も解決する？

番外編

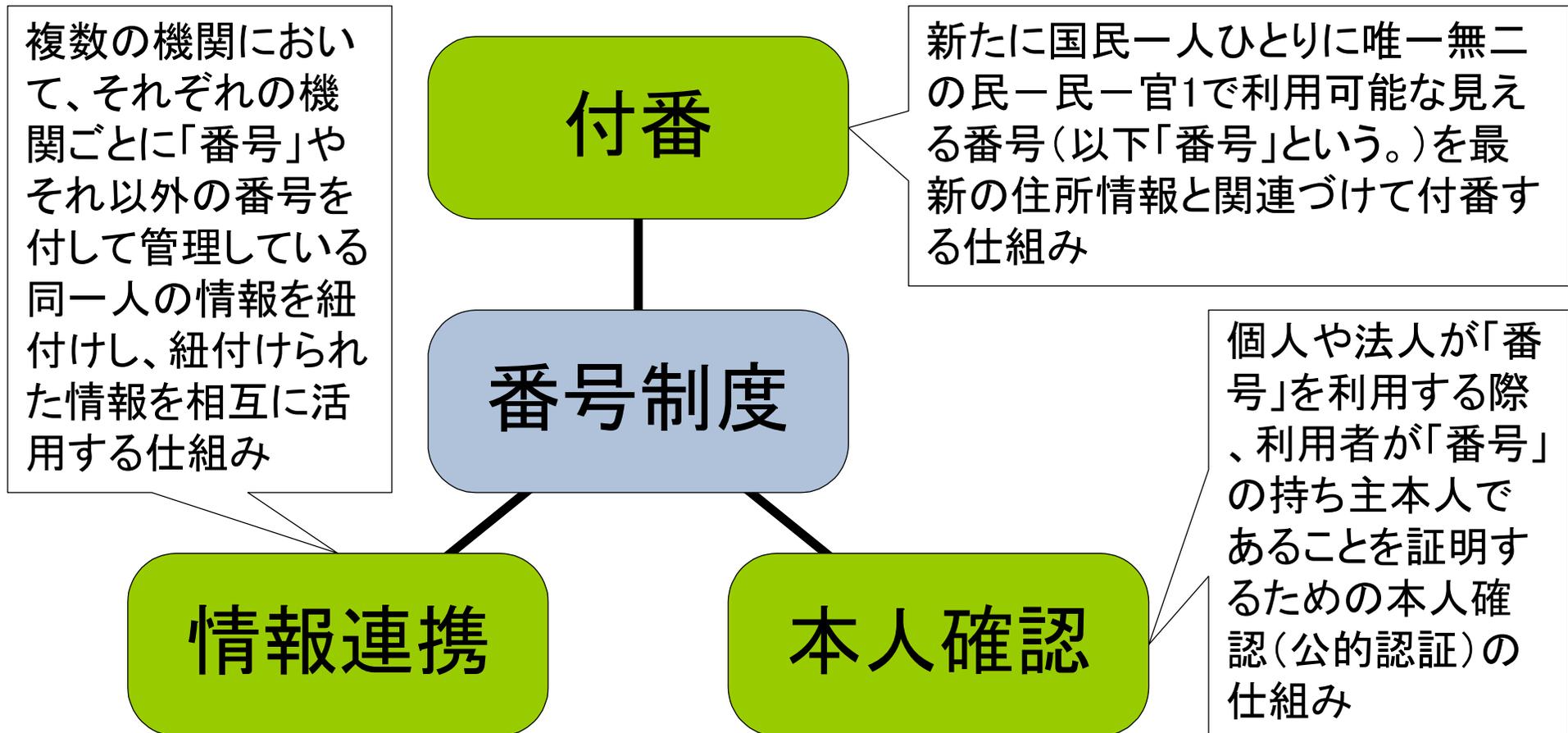
現在の医療の問題点は、デジタル化以前の問題



# 番号制度に必要な3つの仕組み

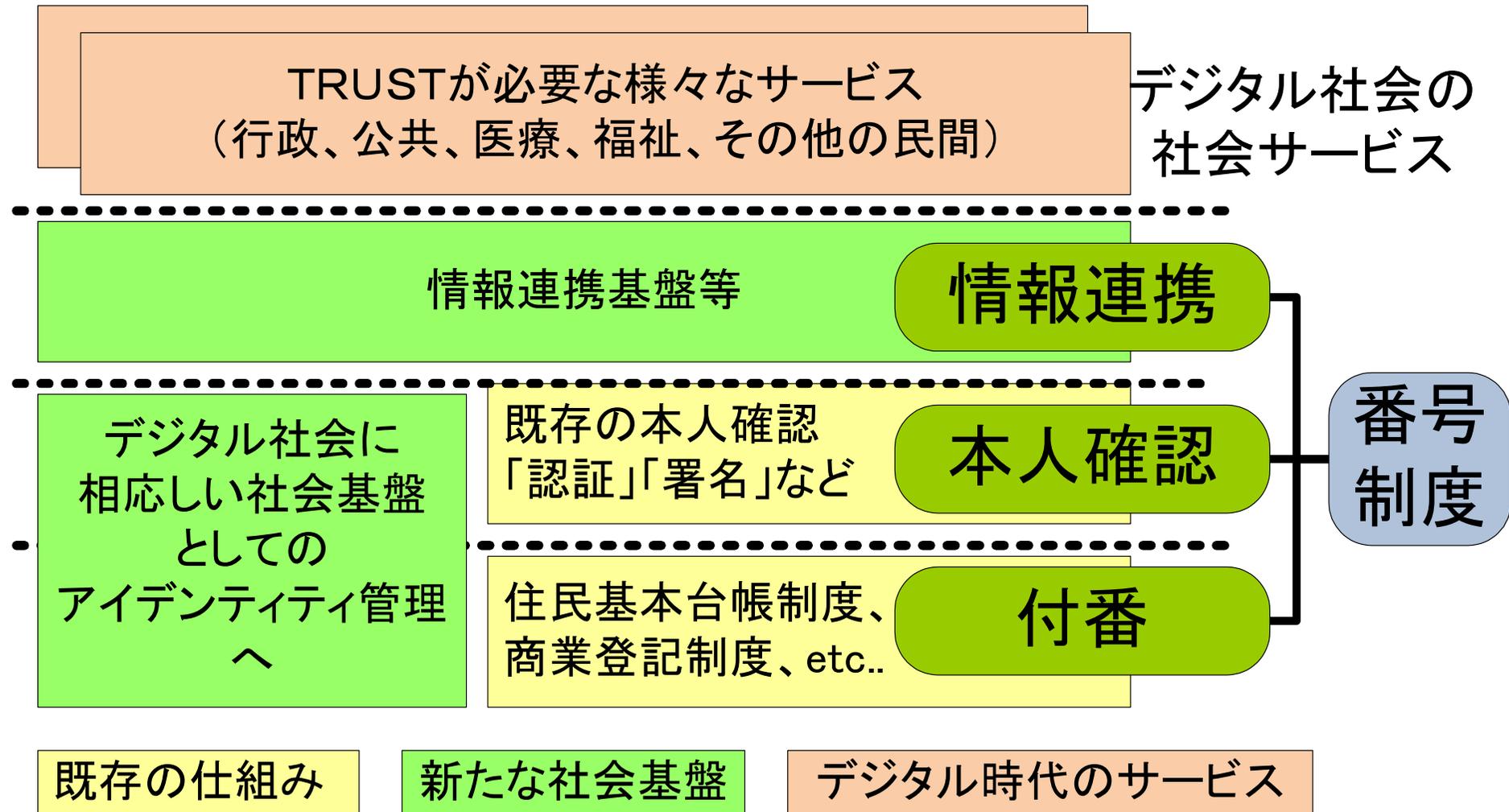
## 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針

2011年1月28日から



出展: [http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/renkei/dai1/siryoul\\_1.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/renkei/dai1/siryoul_1.pdf) より作図

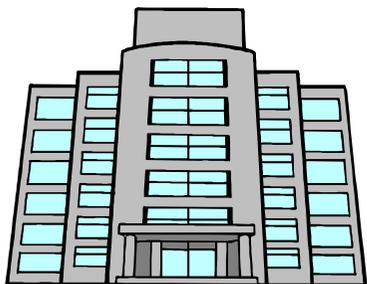
# 番号制度に必要な3つの仕組み 松本の理解（拡大解釈??）



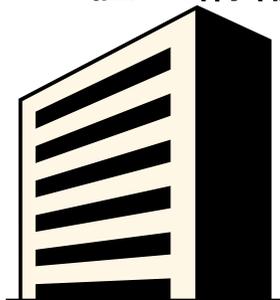
# 「番号」と「情報連携基盤」のイメージ

情報連携  
基盤

情報保有機関



「番号」に係る  
個人情報

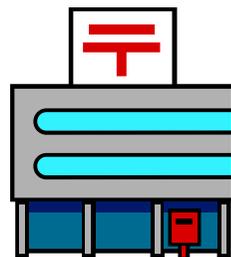


情報保有機関



第3者機関

「番号」を取り扱  
い得る事業者



「番号」に係る  
個人情報



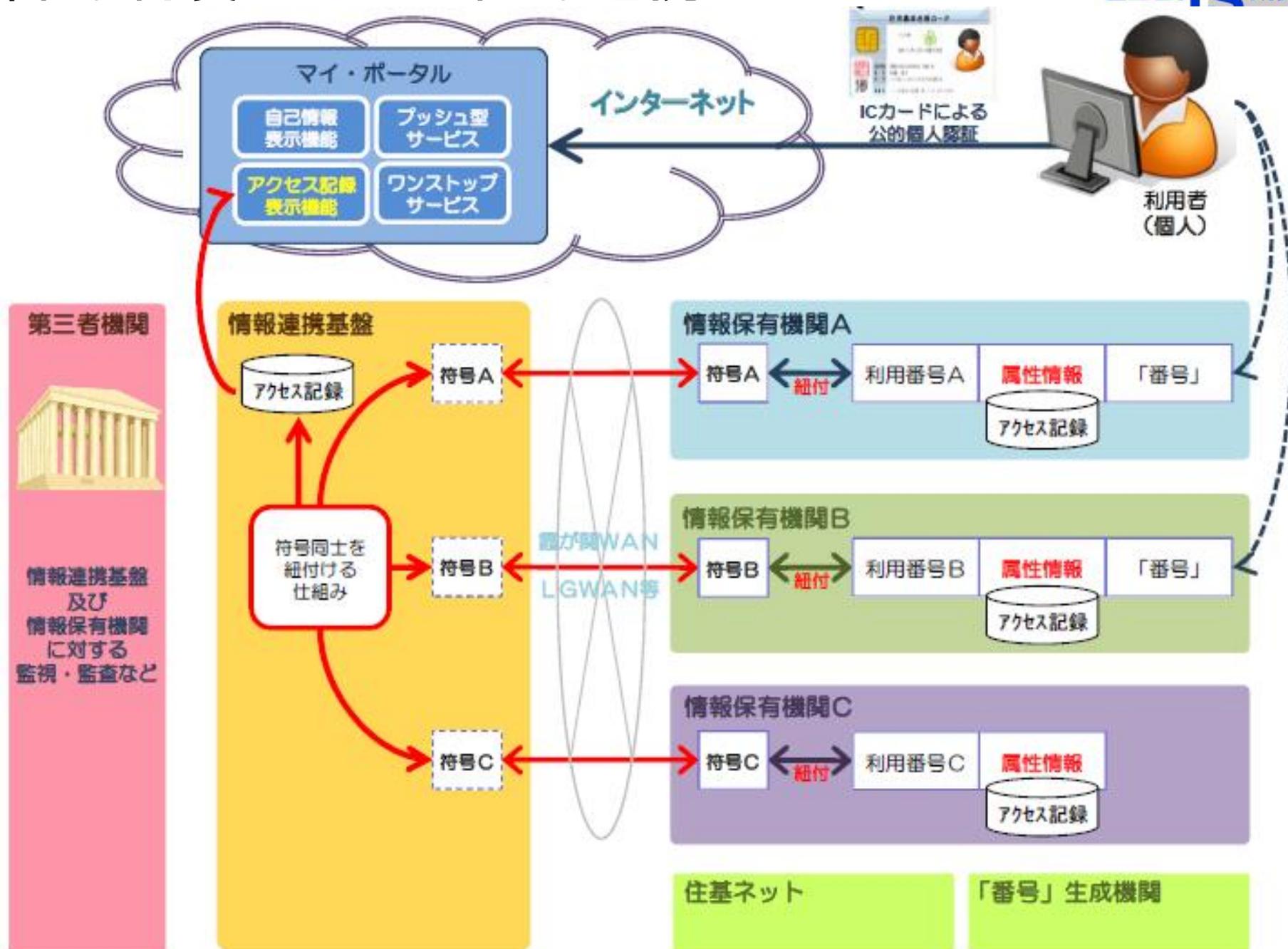
「番号」=マイナン  
バー

「番号」に係る  
個人情報



「番号」を取り扱  
い得る事業者

# 番号制度における符号連携のイメージ



# オンラインでの本人確認

- ・ 番号制度「大綱」

- (53page)

- 3. 公的個人認証サービスの改良

- (1)現在の**署名用電子証明書**の発行に加え、マイ・ポータルにログインする等、文書を伴わないアクセスにおける本人確認を行うため、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該措置を行った者が本人であることを示すために用いる**認証用電子証明書**の発行を行う。

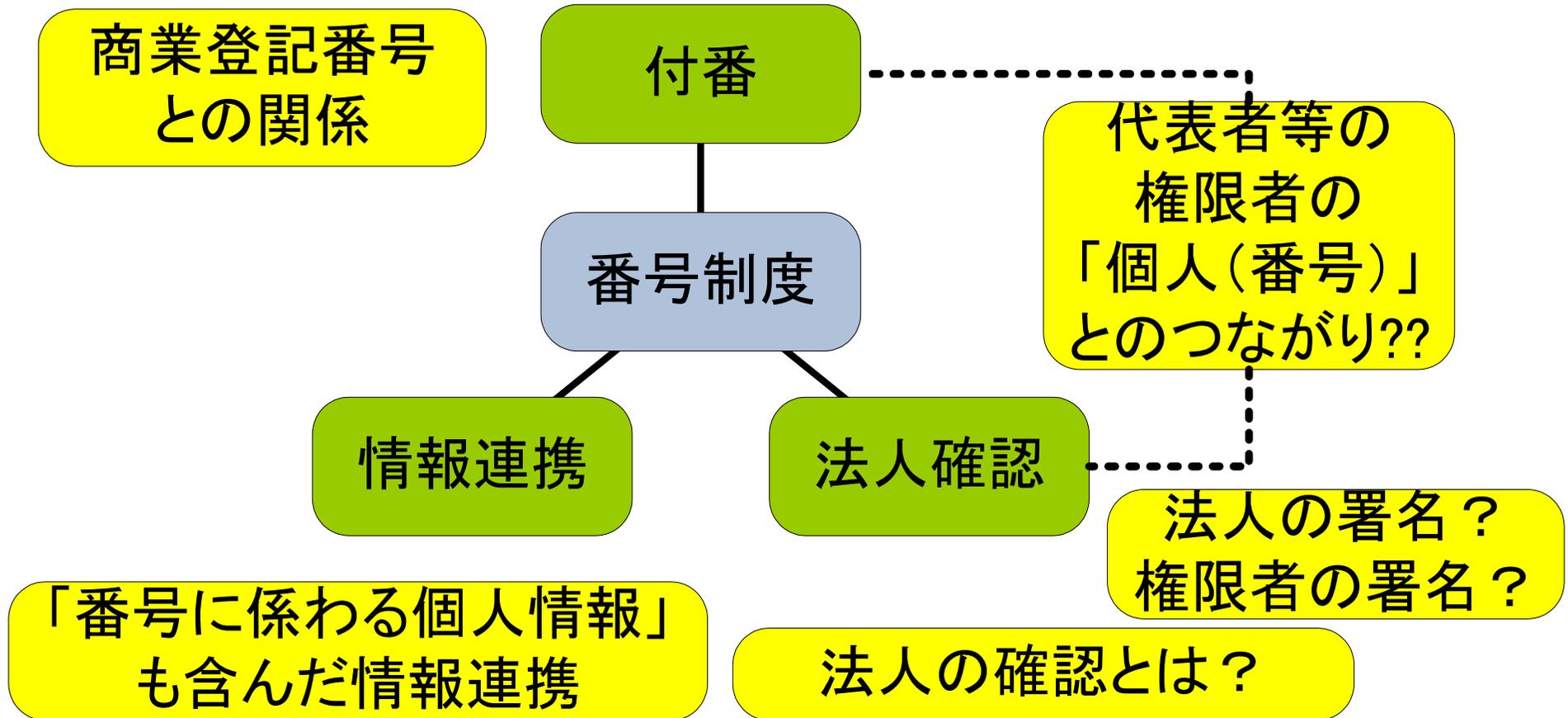
- ・情報連携基盤技術ワーキンググループ 中間とりまとめ

- ・法人に対する付番等

- (23page)

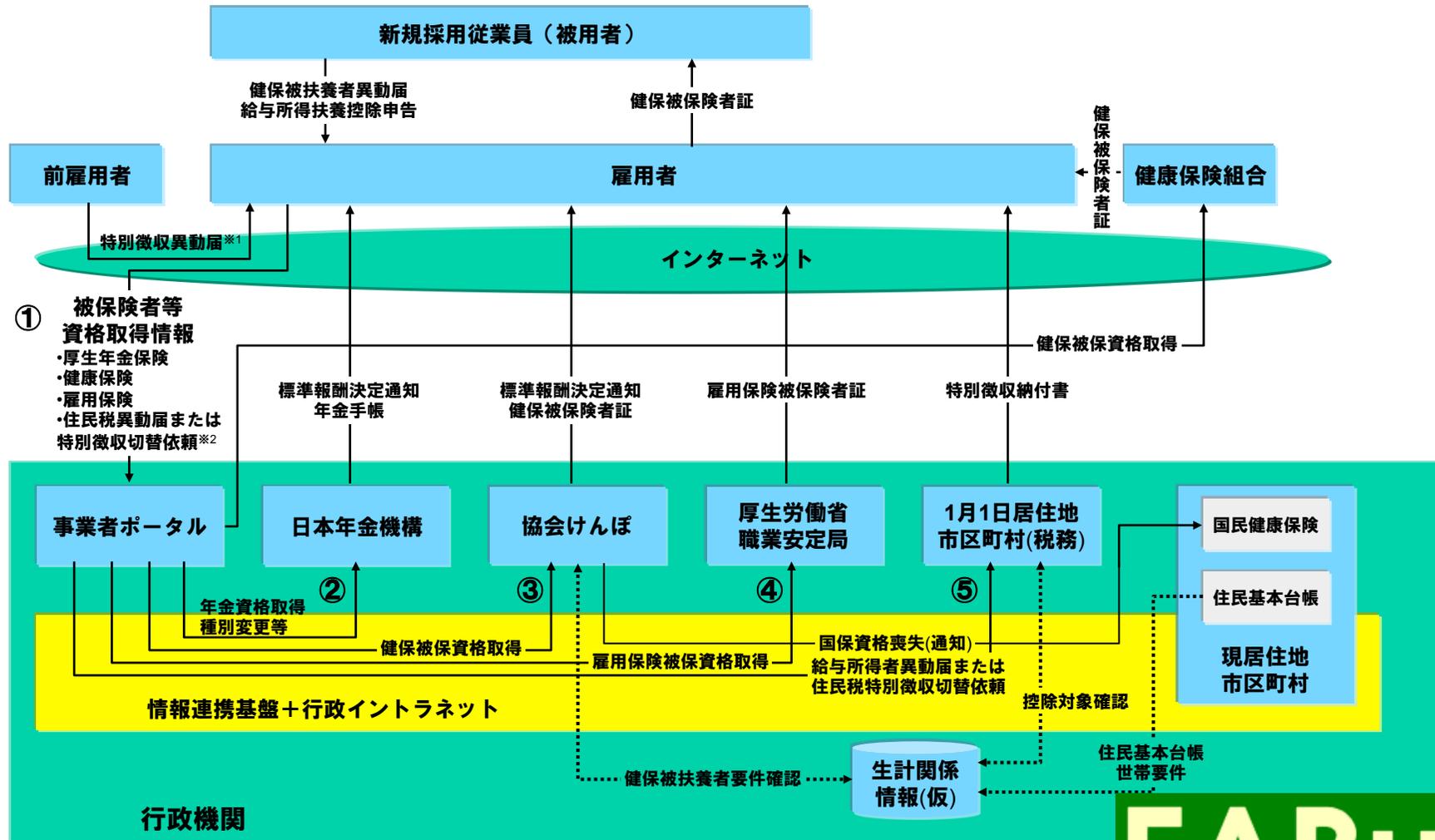
- 今後の検討の方向性としては、ニーズの把握、費用対効果の検証を前提として、例えば、番号制度により付番される法人番号と他の行政分野や民間分野で使用されている法人の識別番号との紐付け・置換の推進、行政機関間での企業情報の相互参照による行政手続における公的添付書類の削減、民間の電子商取引等においても**信頼性が保たれた企業のアイデンティティを表す属性情報の参照の充実、用途・利用者・利用場所等を考慮した企業認証の整備、企業コードに関連した企業ポータルの整備等が考えられる**。なお、企業認証については、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務の活用を含めて検討することが考えられる。

# 法人番号の場合??



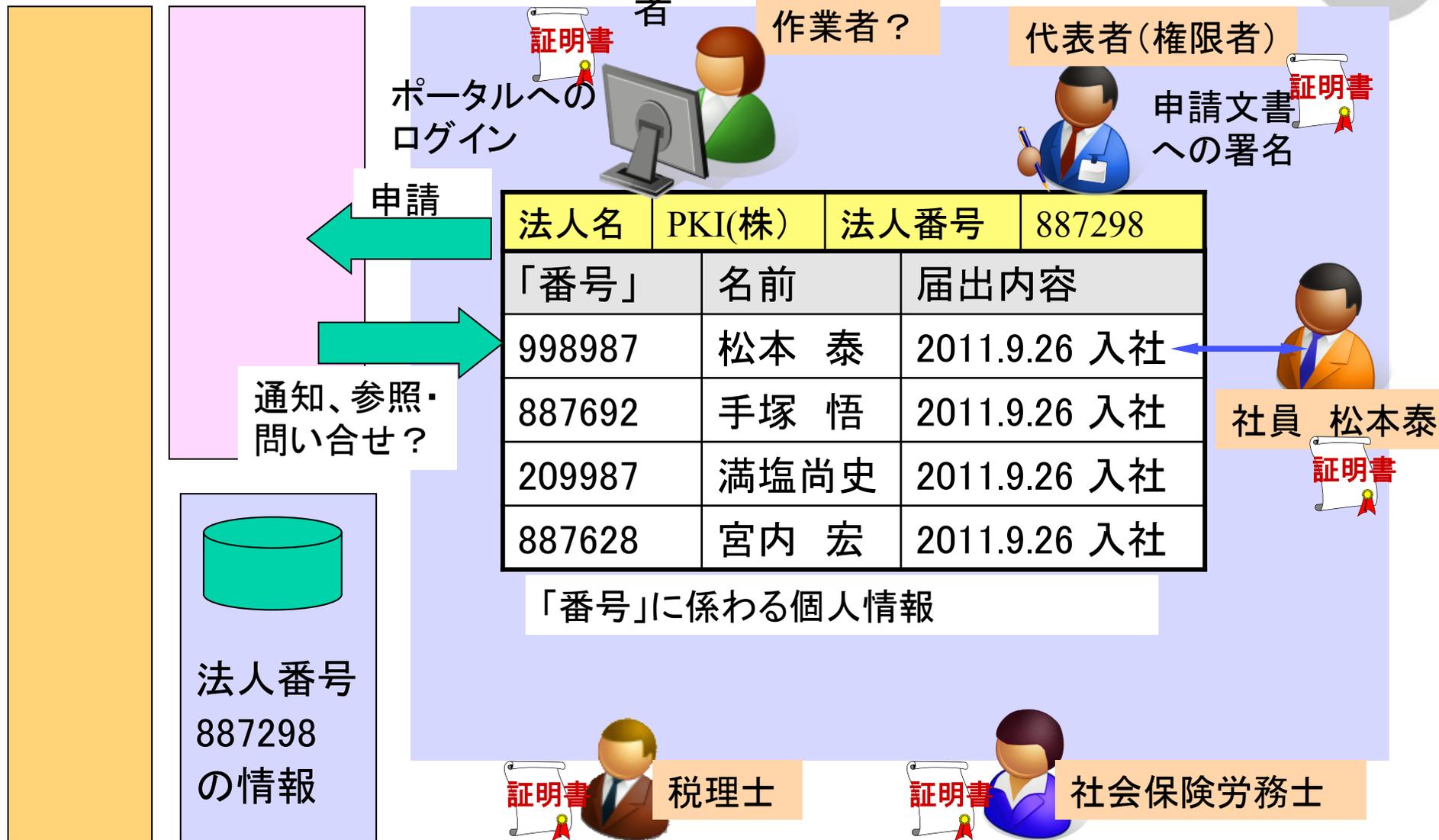
# EABUSの被用者の社会保障・税に関するケース(入社)

- 雇用者は事業者ポータルサイト(仮称)により被用者のイベント単位にワンクリックで行政手続を行う。
- 被用者の扶養関係等手続に必要な証憑は生計関係登録(仮称)で確認し、添付書類を求めない。
- 健康保険組合や国民健康保険間の被保険者資格得喪は被保険者の手続によらず保険者間の情報連携によって完結する。



\*1 転職等により住民税特別徴収を転職先で継続する場合  
\*2 普通徴収分住民税未納分を特別徴収に切替える場合

# PKI(株)「番号」を取り扱える事業者



代理署名の場合、「法人番号」も含めた法人確認を行いたい(行ったことを証明したい)。

# パネリスト

- 手塚 悟 氏 東京工科大学 教授
- 満塩 尚史 氏 経済産業省CIO補佐官
- 佐藤 直之 氏 日本ベリサイン株式会社 主席研究員
- 宮内 宏 氏 宮内宏法律事務所 弁護士

# Backup

# NPO EABuSによる 社会保障・税番号導入に伴うユースケー ス

## 被用者の社会保障・税に関するケース (入社)

- ・ [http://www.eabus.org/index\\_files/report/index\\_files/usecase20110729.pdf](http://www.eabus.org/index_files/report/index_files/usecase20110729.pdf)

【狙い】

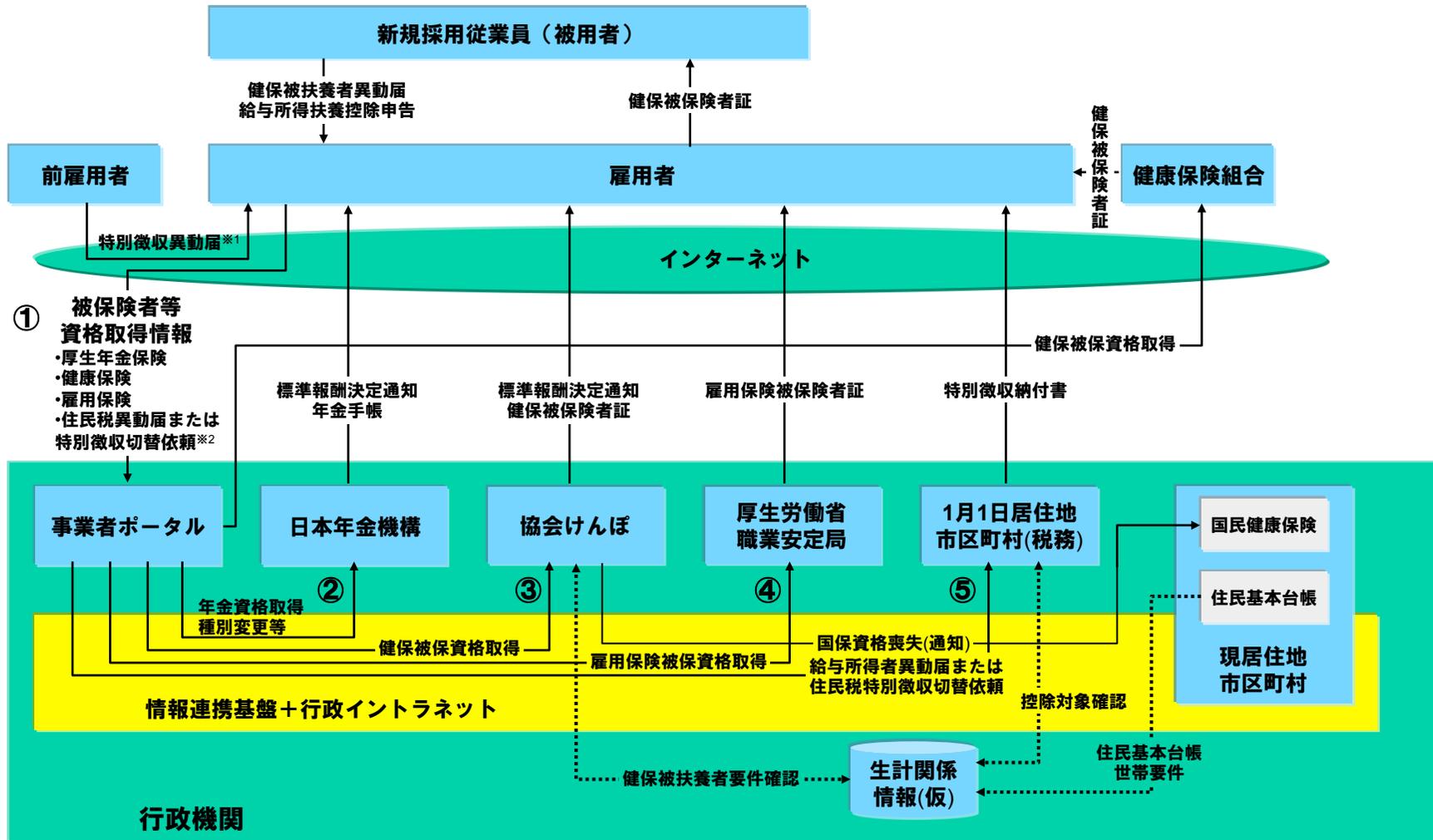
1. 事業者ポータルサイトにより被用者に関する行政手続を確実にかつ効率的に雇用者が行うことを支援し、故意、過失に関らず手続の漏れや過誤を防止する。
2. 転職(再就職)の場合、関係機関間で「番号」によって被用者を共通に識別し相互に情報連携することによって、年金未加入期間や健康保険・雇用保険の未加入状態を防止する。また、前職場での未納分住民税特別徴収も「番号」によって確実に引継ぐことができる。
3. 健康保険や所得税・住民税の被扶養者を「番号」で識別し「生計関係」として統合的に登録し、被扶養者の要件確認に供し、被用者による証憑資料の添付を廃止し、誤認による申告の誤りを防止する。

【概要】

- ① 事業者ポータルサイトでは雇用者が行う被用者に関する行政手続きが被用者のイベント(入社、転勤、退職等)単位で用意され、イベントに必要な手続のデータは雇用者の人事システムからインポートするためのAPIが用意される。複数の手続に共通する項目の殆どはインポート可能であり、各手続の個別項目の一部を補完的に入力することによって各所管機関へ情報が転送され、ワンクリックで手続が完了する。
- ② 被用者が年金未加入の場合は厚生年金(国民年金2号)被保険者資格を取得し、基礎年金番号と標準報酬月額が通知される。配偶者があり、収入等の要件を満たす場合は国民年金3号被保険者の資格取得あるいは種別変更が行われる。
- ③ 組管健康保険組合の場合は健康保険組合、政府管掌の場合は協会けんぽの被保険者資格を取得する。被用者が国民健康保険被保険者であった場合は、被用者の「番号」によって居住地市区町村に国民健康保険被保険者の資格喪失を通知し、被用者による市区町村への手続を省略する。また、被扶養者の届けについては生計関係情報(仮称)\*と照合、確認する。
- ④ 雇用保険被保険者資格を取得する。被用者が失業給付を受給していた場合、「番号」による資格取得手続により失業認定報告書による再就職の報告および雇用者の採用証明は不要となる。
- ⑤ 被用者の住民税未納分を特別徴収する場合、転勤による特別徴収異動届(特別徴収未納分)または住民税特別徴収切替依頼(普通徴収未納分)に「番号」を付記して1月1日居住地市区町村へ送信する。市区町村は「番号」によって納税義務者を特定し、雇用者に未納分特別徴収の納付を通知する。

\*生計関係情報【考察】参照

- 雇用者は事業者ポータルサイト(仮称)により被用者のイベント単位にワンクリックで行政手続を行う。
- 被用者の扶養関係等手続に必要な証憑は生計関係登録(仮称)で確認し、添付書類を求めない。
- 健康保険組合や国民健康保険間の被保険者資格得喪は被保険者の手続によらず保険者間の情報連携によって完結する。



※1 転職等により住民税特別徴収を転職先で継続する場合  
 ※2 普通徴収分住民税未納分を特別徴収に切替える場合

## 【考察】

### 1. 事業者ポータルのかえ方

事業者ポータルは事業者が行う行政手続を事業者の目的に応じてワンストップ化し、ナビゲーションする機能を想定している。当ケースでは、事業者の人事労務に関する手続のうち、被用者の入社に関する手続をナビゲーションにしたがってワンストップで行う。このような事業者ポータル実現のためには次のような点を考察する必要がある。

#### a. 行政手続に共通する企業コードによる識別と認証の導入

事業者は共通の企業コードによって事業者ポータルにログインし、認証を受ける。また、必要に応じて電子署名を付しその認証を受ける。事業者ポータルから連携する各行政手続は事業者ポータルによる認証と電子署名を信頼し、個別の認証手続や電子署名を要求しないことが求められる。

#### b. 事業所の識別

行政手続によっては企業内の事業所の識別が必要なケースがあり、企業コードは事業所を識別できる粒度であることが求められる。識別が必要となる主な行政手続には次のようなものがある。( )内は管轄機関

- ・ 給与支払事業所：所得税・給与所得の源泉徴収(税務署)/住民税特別徴収(市区町村)
- ・ 雇用保険適用事業所：雇用保険被保険者資格得喪等(公共職業安定所)
- ・ 労働災害保険適用事業所：労働保険料申告、労災保険給付認定等(労働基準監督署)
- ・ 法人事業税/住民税課税対象事業所：法人二税の申告(都道府県、市区町村)

#### c. 代理人による手続への対応

当ケースでは社会保険労働士が事業者の代理として手続を行う場合が多く、他の行政手続においても税理士や行政書士等による代理手続は多い。したがって、事業者ポータルには事業者と共に、代理人の認証と正当な代理人であることの証明機能が求められる。

### 2. 生計関係情報の統合管理

健康保険被保険者資格取得をする場合、被扶養者(異動)届は住民票の写し(全部)や被扶養者の非課税証明等によって扶養事実を証明する。しかし、住民票を異動した単身赴任、遠隔地に居住して通学している子供、あるいは別世帯となっている親等、国民の生活形態の多様化によって住民基本台帳による扶養事実の推定はできず、送金の記録等によって生計を同じにしていることの実を証明することが求められる。このことは、扶養の要件は異なるが、所得税の扶養控除についても同様に同一生計関係にあることの説明が必要である。[http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180\\_qa.htm#g1](http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm#g1)

制度や行政手続毎にこのような証明をすることは被保険者あるいは納税義務者の負担であり、行政側での扶養事実の判断にも困難が残るケースもある。このような問題の解決策の一つとして生計関係に関する情報を住民基本台帳の世帯情報をベースにして「番号」によって統合管理する仕組みが考えられる。

このような仕組みは別表に示すとおり、児童の養育、高齢者の養護あるいは代理行為等の関係への適用も考えられるが、個人情報あるいはプライバシー保護の観点から、情報統合の範囲、条件および運用管理体制には十分な検討が必要である。

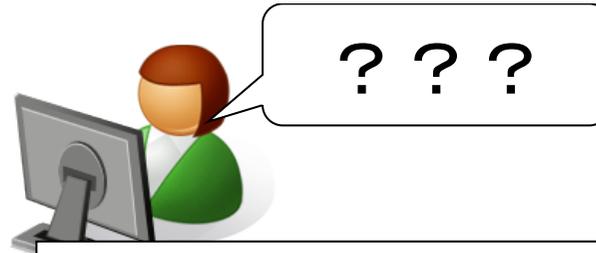
将来的には、この生計関係情報は所得税の給付付税額控除や世帯単位所得の基礎情報としての展開も考えられる。

【別表】生計関係情報の例示

世帯（住民基本台帳法および事務処理要綱）	事務処理要綱第1.4 世帯の意義および構成 世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。 住民基本台帳法第6条 住民基本台帳の作成 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。
控除対象配偶者（所得税法）	居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもので合計所得金額が38万円以下である者
扶養親族（所得税法）	居住者の親族並びに里親に委託された児童及び養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもので合計所得金額が38万円以下である者
健康保険被保険者の被扶養者（健康保険法）	被保険者の直系尊属、配偶者（未届を含む）、子、孫、弟妹、その他同居する3親等内の親族であって主として被保険者により生計を維持する者
国民健康保険被保険者（国民健康保険法）	市区町村の区域内に居住する者で他法医療保険の被保険者でない者および生活保護世帯に属さない者。被保険者資格得喪の届および保険税の納税義務は住民基本台帳上の世帯主が負う
加給年金対象配偶者（国民年金法）	厚生年金保険受給者が生計維持する65歳未満の配偶者（未届を含む）で年収が850万円未満である者
加給年金対象子（国民年金法）	厚生年金保険受給者が生計維持する18歳未満の子で年収が850万円未満である者
死亡一時金受給遺族（国民年金法）	死亡した者の配偶者（未届を含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡当時その者と生計を同じくしていた者
養護者（老人福祉法）	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者
保護者（学校教育法）	子に対して親権を行う者および未成年後見人
保護者（児童福祉法）	子に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者
要保護者世帯（生活保護法）	保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。
成年後見人（民法）	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対して家庭裁判所が、本人、配偶者、四親等内の親族等の請求による、後見開始の審判で指定。

# AsIs

# 2011年現在の状況？



民事訴訟法は228条4項「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立。。」

"Rough consensus and running code"

法制度等からニュートラルな技術標準



技術標準

デファクト標準としての実装

ギャップ

噛み合わない会話  
共有されないビジョン



・既存のレガシーな法制度  
・様々な管轄官庁の様々な業法

紙前提の制度  
(の電子化)



対極の実装

強い影響

「電子署名法」、「e文書法」、「電子公証人制度」、「商業登記に基づく電子認証制度」、「住民基本台帳制度」、etc...

現実の実務からの乖離という問題

既存の慣習、権益が強すぎる問題



「光の道」で医療問題も教育問題も解決する？

番外編

現在の医療の問題点は、デジタル化以前の問題



## 2010年現在の「番号」の状況

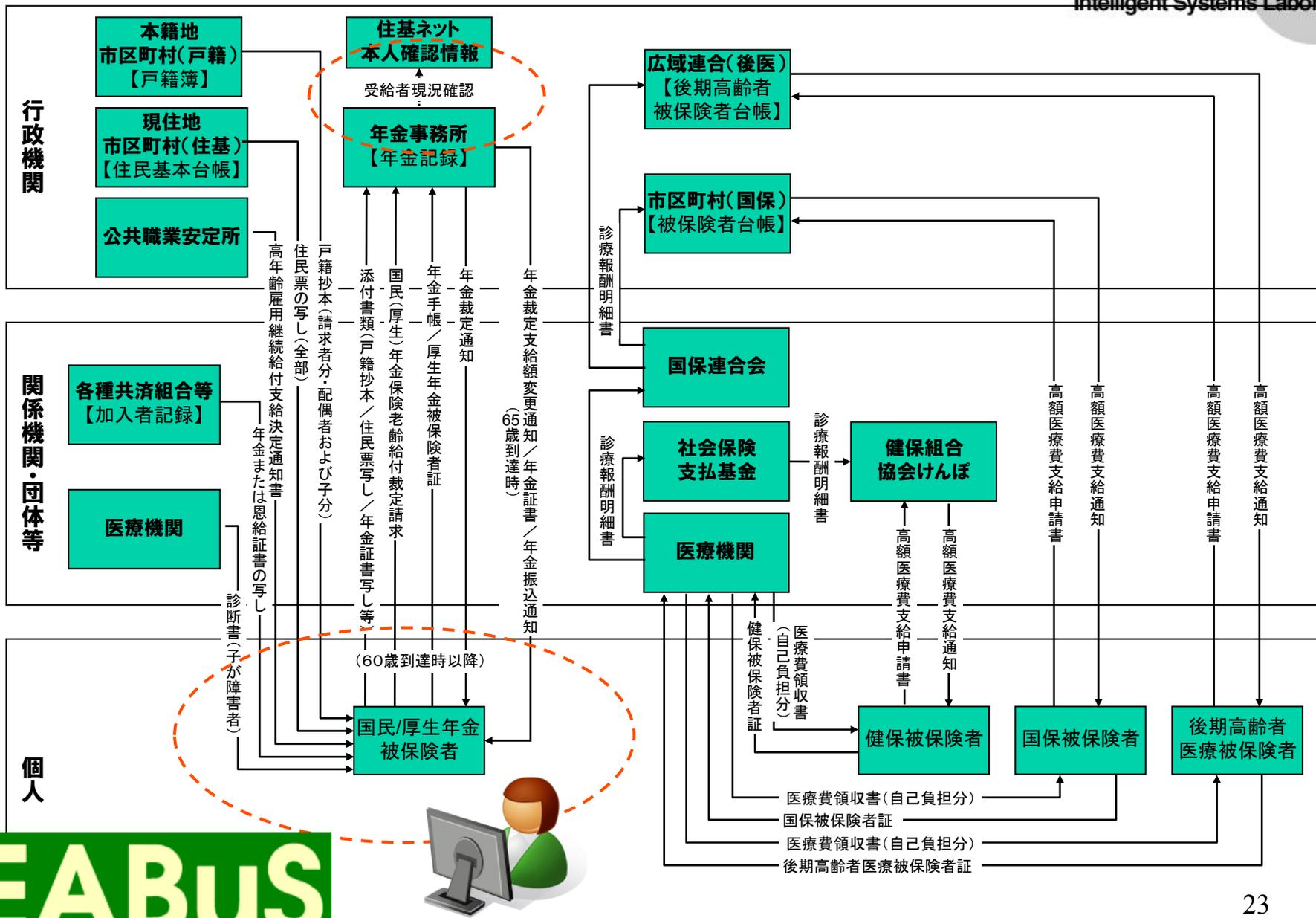
- 社会保障分野においては、50の制度（法令等）において、90の番号が使用されている。
- 付番されている延べ人数は約3億770万人である。
- 付番・管理主体は制度によって様々だが、例えば医療保険制度（健保、国保、後期高齢者）においては、3,498の保険者（健保1,498、国保1,953、後期高齢者医療47）がそれぞれに被保険者を付番・管理している。

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 第2回

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20100222\\_syakaihosyou\\_2\\_haihu.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20100222_syakaihosyou_2_haihu.pdf)

「世界最先端電子政府を目指し、既存の手続きを100%電子化する」という方針において、「番号」は、個別の制度毎でよかった？

# 【年金／健康保険／後期高齢者医療・給付】個人情報に関連と流れ



# (現時点の)各国の制度の比較

	エストニア	デンマーク	韓国	日本(2011年)
制度を横断する 識別子等	PIC: Personal Identification Code	中央住民登録番 号(CPR番号)	住民登録番号	基本4情報を利用 ?
対面としての クレデンシャル	・国民IDカード ・名前、PICを証明	・医療保障カード ・名前、CPR番号を 証明	・住民登録証 ・名前、住民登録 番号を証明	・運転免許証、 印鑑登録証他 ・住基4情報等を 証明
オンラインとして の クレデンシャル	・国民IDカード ・PICを証明 ・(その他 バンクI D, モバイルID)	・ DanID/NemID ・ PIDを証明 ・間接的にCPR番 号を証明	・公認証明書 ・ VIDを証明 ・間接的に住民登 録番号を証明	・JPKI等 ・住基4情報を証 明
個人情報保護法	・ EU準拠 オムニバス方式 ・第3者機関あり	・ EU準拠 オムニバス方式 ・第3者機関あり	・(要調査) #行政安全部が 大きな役割を果た している?	・セグメント方式 ・第3者機関なし
制度を横断する 情報連携基盤 情報連携方法 同意確認?	・ X-ROAD ・オンラインデータ 交換	・(要調査)	・行政情報共同利 用センター ・オンラインデータ 交換	・なし? ・書面、電話?

# 海外

# 欧州における証明書の標準化と法制度の関係

クオリファイされたアイデンティティを証明するための証明書



## Trustのためのフレームワーク



# 韓国の電子政府の話で あまり知られていない韓国の公認証明書



- ・ 公認証明書 (accredit certificate)
  - 韓国の電子署名法に基づく**民間が発行**する「公認証明書」
    - ・ 「公認認証局」が発行する「公認証明書」による「公認署名」
  - 毎年2000万枚以上の公認証明書の発行(有効期間1年)
- ・ 記載内容
  - 氏名と仮想識別番号(VID)が記載
  - 仮想識別番号(VID) RFC 4696
    - ・ VIDは、住民登録番号等から生成
  - #やはり住所等は記載されない
- ・ RFC 4696 Subject Identification Method (SIM)
  - $PEPSI = H(H(P \parallel R \parallel SII_{type} \parallel SII))$
  - PEPSI - Privacy-Enhanced Protected Subject Information
  - SII - Sensitive Identification Information (e.g., Social Security Number).

IETF/PKIXでの標準化 - KISAのメンバーによる標準化活動

RFC 4683 Subject Identification Method (SIM)

韓国の「公認証明書」で実際に使われている #VIDから住民登録番号を証明など

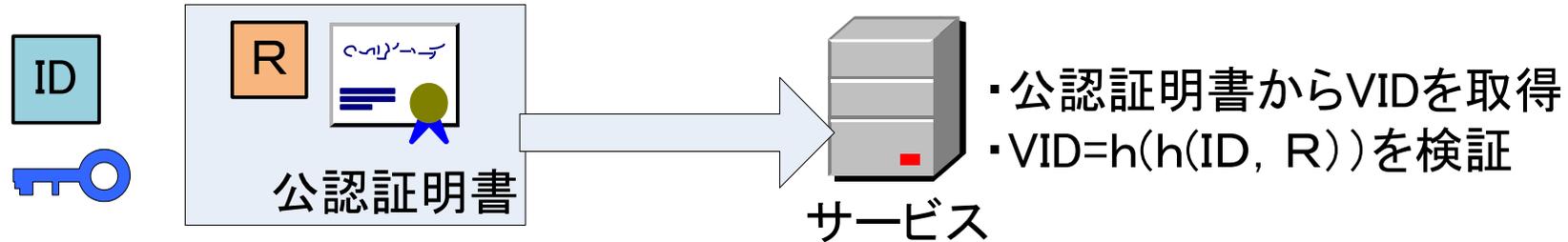
RFC 5636 Traceable Anonymous Certificate (TAC)

インターネット投票で利用することが念頭にあるらしい

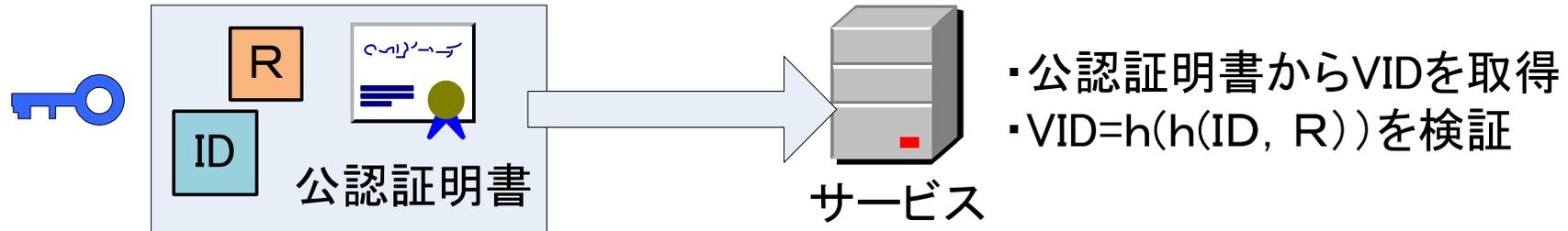


# 韓国の公認証明書の利用

(1) サービス側が「住民登録番号(ID)を知っている場合」 一般の行政サービス？

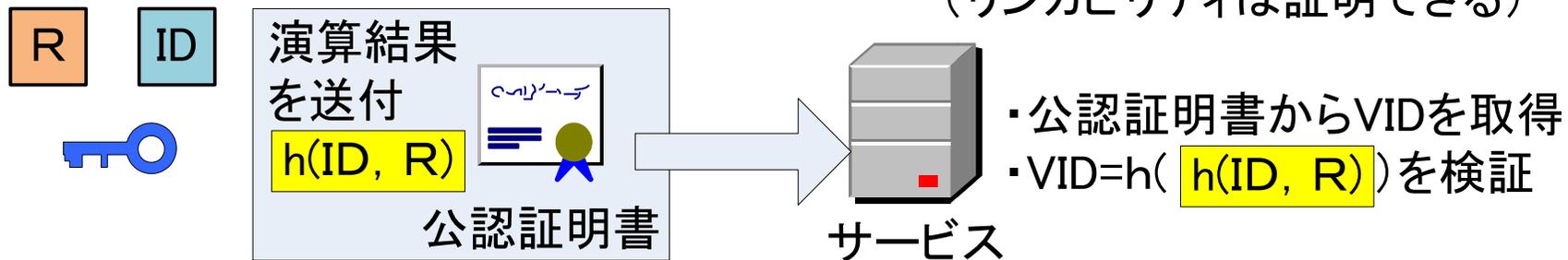


(2) サービス側が「住民登録番号(ID)を必要とする場合」



(3) サービス側が「住民登録番号(ID)」必要としない場合

(リンカビリティは証明できる)



ID 住民登録番号

R 公認証明書発行時に生成する乱数



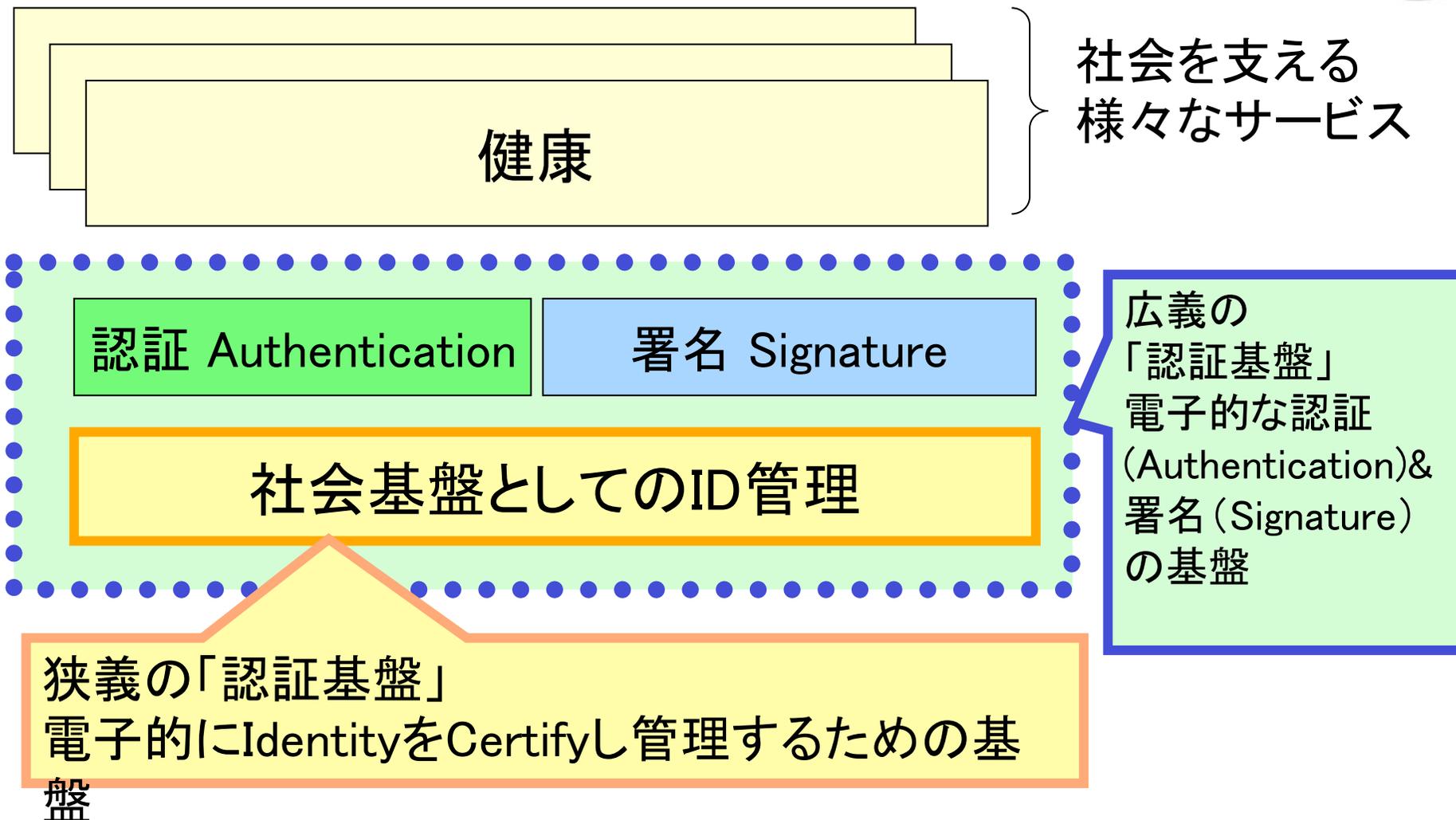
署名鍵  
プライベート鍵

# 各国の事例の比較

国	ID管理モデル	IDとID管理の主体	認証局	証明書に記載されるID情報
エストニア 	フラットモデル	内務省の管轄にあるエストニア市民権・移民委員会(CMB)が <b>11桁の国民ID</b> を発行している。	エストニアの2つの主要な銀行および2つの通信会社によって設立された「証明書発行センター」	<b>11桁の国民ID</b> 
デンマーク 	フラットモデル	福祉省管轄のCPR Bureauという機関が、10桁の国民番号(CPR番号)を約40年前に導入している。	科学技術革新省と契約したTDC(旧国営電信電話会社: Tele Denmark)が運用している。	<b>CPR番号に変換可能な Person-specific Identification Numbers (PID)</b>
スロベニア 	セパレートモデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人登録番号(PRN)は、スロベニア内務省</li> <li>・納税者番号(Tax Number)は、国税庁(Tax Administration)</li> <li>・健康保険番号(Health Insurance Number)は、スロベニア健康保険協会(HIIS)</li> </ul>	総務省が運営する公務員に証明書を発行するSIGOV-CAと、自然人、法人に証明書を発行するSIGEN-CA その他民間認証局も存在する。	認証局(SIGEN)が管理する「シリアル番号」。この「シリアル番号は、個人登録番号(PRN)、納税者番号(Tax Number)と関係付けられている。
オーストリア 	セクトラルモデル	国民登録機関(CRR: Central Register of Residents)発行する国民登録番号(ZMR-Zahl)がある。ただし「国民登録番号(ZMR-Zahl)」の利用には法的な制約があり、そのまま利用する訳ではない。	民間の認証局であるA-TRUST または、 社会保険本部	「名前」のみ。 公開鍵証明書の「公開鍵」とSourcePINの関係を証明したIdentity.linkというXML署名ファイルが利用される。

# ToBe

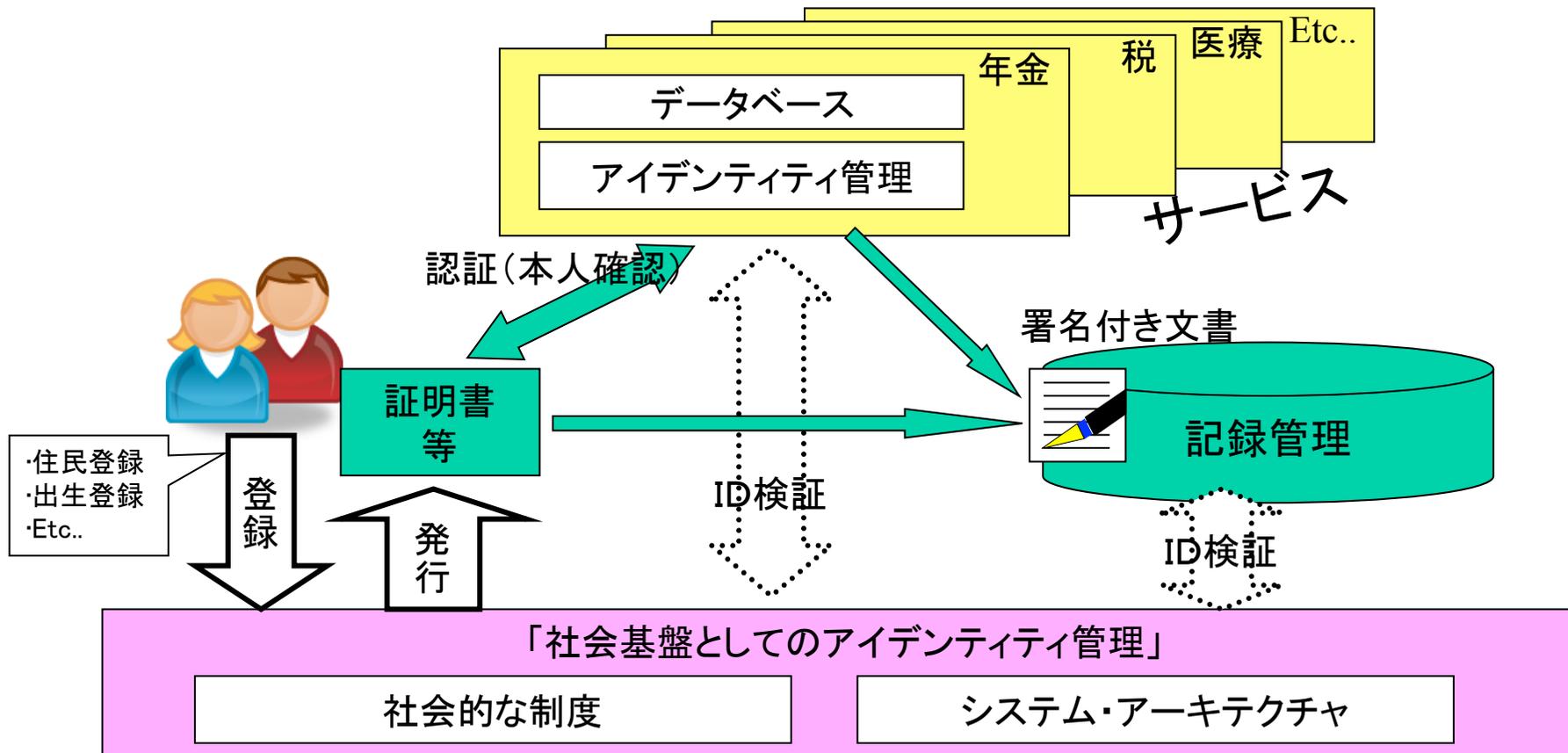
# 「認証基盤」と「社会基盤としてのID管理」



電子証明書の本質は、個人や企業のアイデンティティを電子データとして証明 (Certify) することに大きな意味がある。

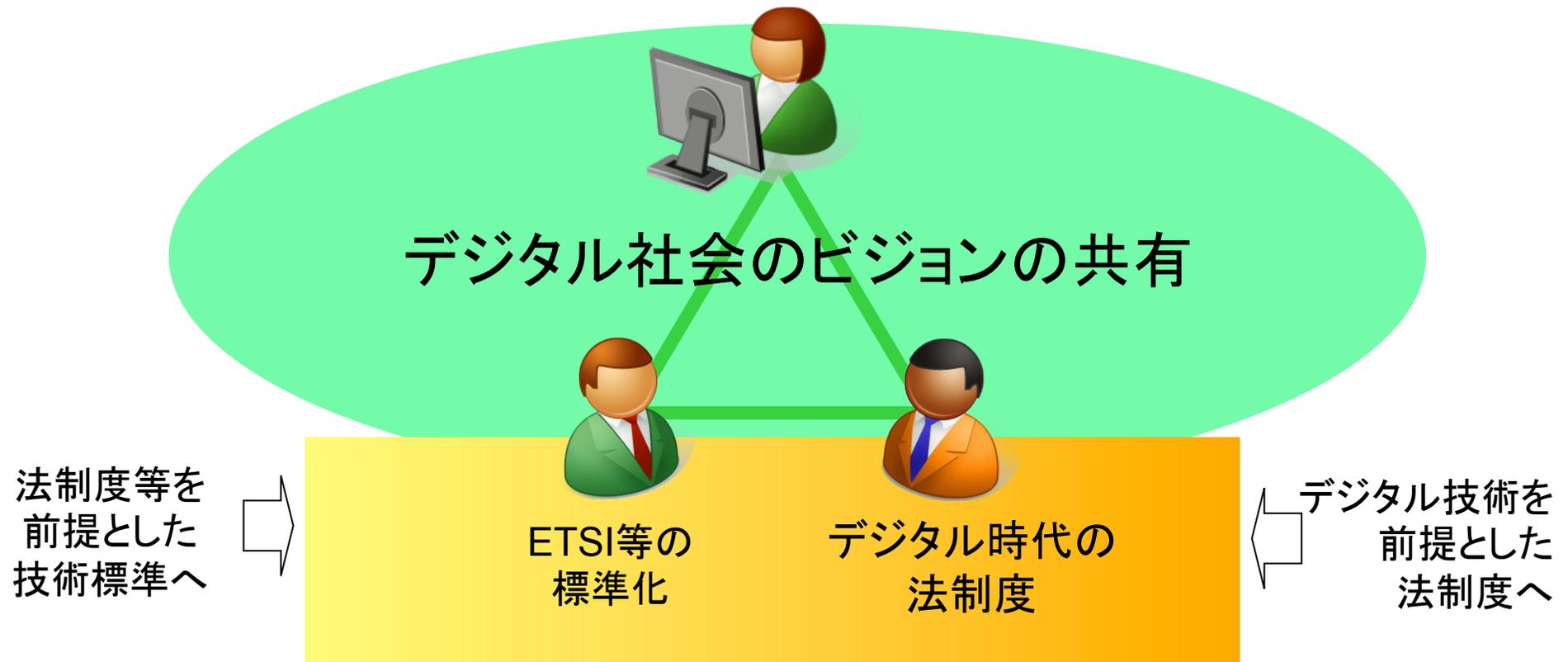
# 社会基盤のあるべき姿

- 適切な個人情報保護、プライバシー保護
  - IT化による社会的コスト低減、全体最適化
  - 適切なコンプライアンスと長期的アカウントビリティの達成
- これらがバランス良く実現されること



IPAの「情報セキュリティ白書 2008」「IT 社会を支える基盤としてのアイデンティティ管理」より作図した<sup>32</sup>  
PKI day 2009 (JNSA) 「欧州の政府系PKIとID管理」をアレンジ

# 標準化と法制度の関係 欧州のアプローチ?



# •今後の社会？

デジタル時代の  
日本の社会？

効率的で、透明性があり  
競争力のある社会？



デジタル時代  
の

社会サービス  
デジタル時代  
の

社会基盤  
デジタル時代の  
(信頼のため  
の)

フレームワーク

Trust が必要な様々なサービス(行政、民間)

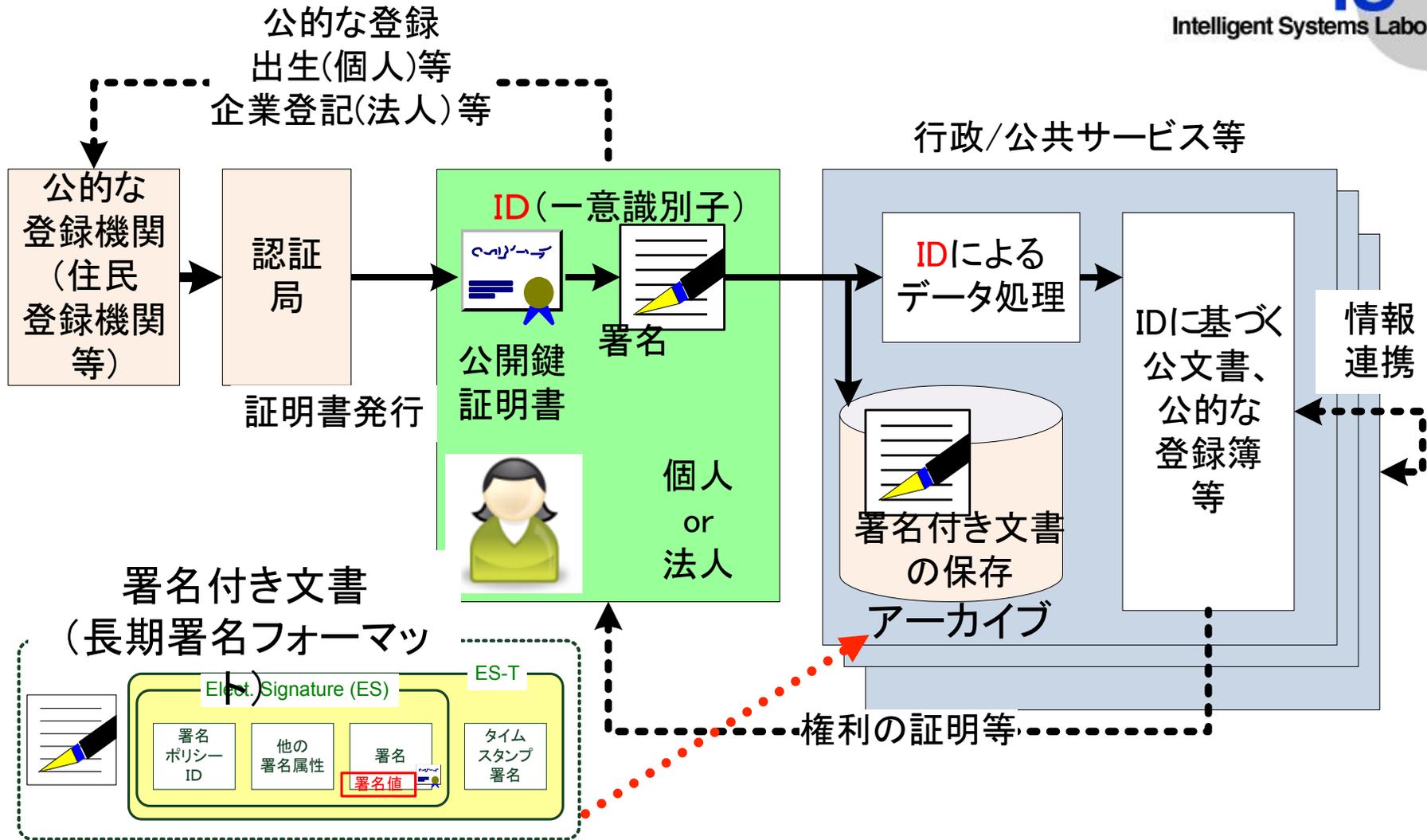
認証基盤、アイデンティティ管理基盤(行政、民間)

デジタル社会を  
支える技術

デジタル時代の  
法制度

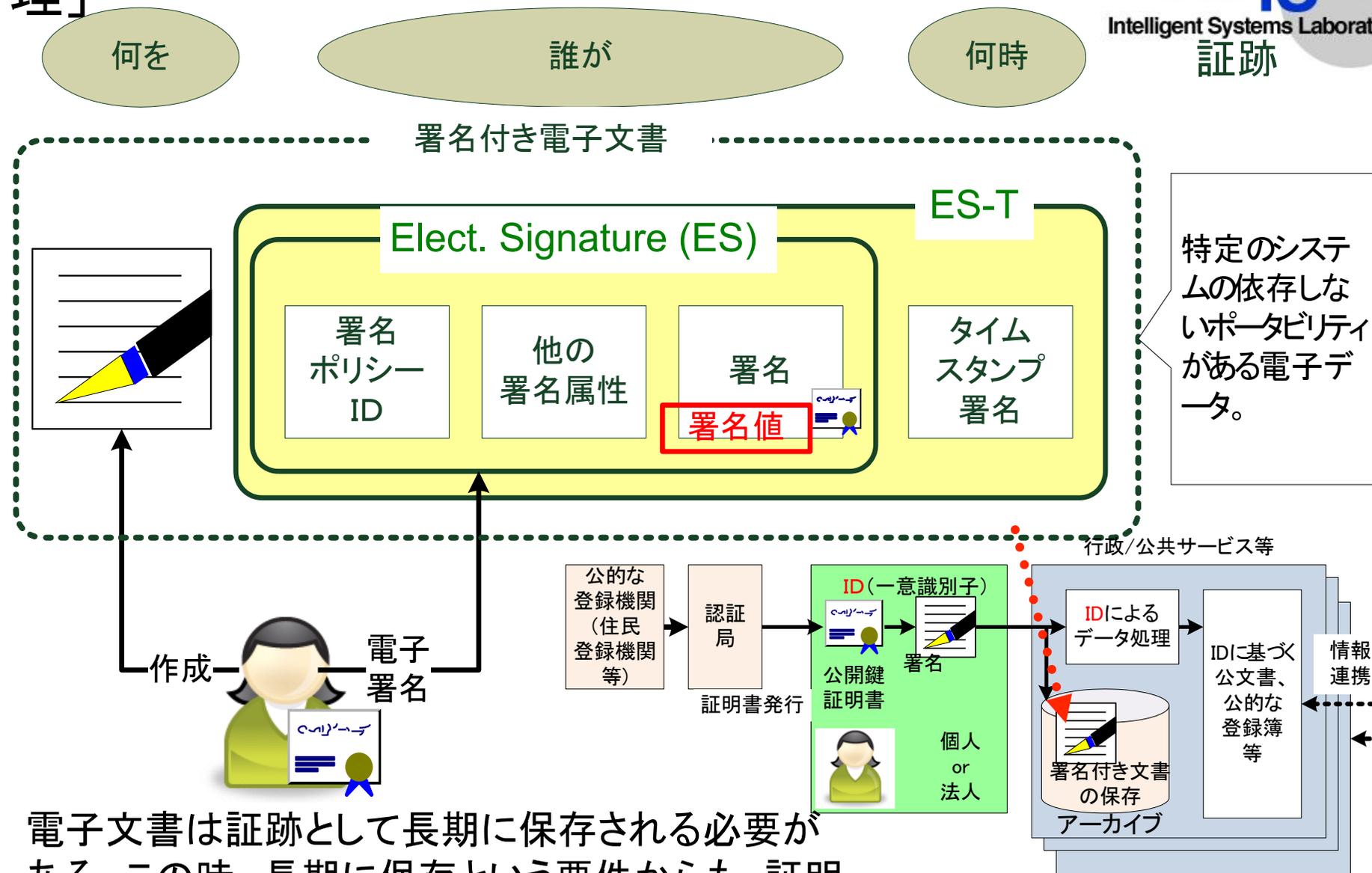
デジタル時代のビジョンの共有

# 社会基盤としてのID管理とPKI



公的な登録に基づくIDが適切に利用できれば、個人や企業のための組織を越えた情報(個人情報、企業情報)の利活用が可能になる。

# 「長期署名フォーマット」と「相互基盤としてのID管理」



電子文書は証跡として長期に保存される必要がある。この時、長期に保存という要件からも、証明書に記載されるIDは、より普遍的なものが望ましい。

# 番号制度の現在の議論の状況

なぜ議論が錯綜するのか？

# 現在の議論の状況?? (噛み合わない議論)

- ・ 同床異夢
  - 「番号制度賛成」。でも番号制度に関する考えや思惑は様々
  - 総論賛成であっても、同じビジョン、目標を共有せずに議論を行っている。
- ・ 呉越同舟
  - 「番号制度」「情報連携基盤」という「舟」に、様々な利害関係者が。
- ・ 群盲象を評す(ぐんもうぞうをひょうす)
  - 3人の盲人が象を触り、それぞれが足を触り「これは丸太だ」、鼻を触り「これはロープだ」耳を触り「平べったいものだ」
  - 「番号制度」で考えるべき範囲は非常に広い。それに対して多くの有識者、専門家の発言は、自分の専門領域のビューから発言。
  - 既存の制度に関連する多くの利害関係者の発言は、既存の権益からの発言
- ・ キマイラとしての「マイナンバー」
  - 社会保障・税の一体改革の遺伝子を持つ「共通番号」、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」の電子政府議論の遺伝子を持つ「国民ID」、住民基本台帳ネットワークの「住民票コード」。どれが頭でどれがしっぽかは知らないが、そういう違う遺伝子を、「マイナンバー」と

出典:キマイラとしてのマイナンバー | 11/02 | <http://sp.sasahi.com/blog/netnoy/pw/entry/6HIKBIBrIj><sup>38</sup>

# 噛み合わない議論

## 国民の懸念(プライバシー&セキュリティ)の対応



悲願？



### セキュリティ&プライバシー

技術は解らないけどともかく第3者機関は必要。ついでにPIAも。

住基ネット訴訟の最高裁判決に従った設計、訴訟リスクを極力避ける設計にしなければならない。

### トレードオフ・バランスが見えない



よく分からんが。。情報連携基盤は、ITゼネコンの策略じゃないのか？

ICカードは使いにくい。利用率をあげるためには、利便性の高いユーザID、パスワードに変更すべき。

### コスト

### 利便性



番号は広く民間でも利用可能にして利便性の高いものにすべき。

・制度と技術の噛み合わない議論

・様々な誤解、様々な思惑、技術的に対する不理解、Etc...



# 国民の懸念への対応

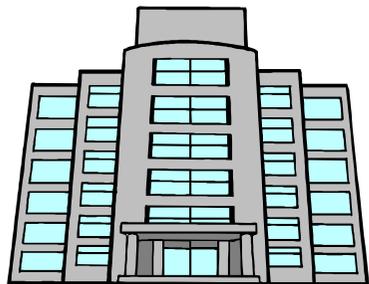
懸念の種類	制度上の保護措置	システム上の安全措置	松本メモ
①国家管理への懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者機関による監視</li> <li>・自己情報へのアクセス記録の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の分散管理</li> <li>・「番号」を用いない情報連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3者機関以前に全体のガバナスが重要</li> <li>・個人の意思に関係なく個人情報が蓄積される行政機関、公共機関はより透明性が求められる。</li> </ul>
②個人情報の追跡・突合に対する懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上の規制等措置<sup>[1]</sup></li> <li>・第三者機関による監視</li> <li>・罰則強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「番号」を用いない情報連携</li> <li>・アクセス制御</li> <li>・個人情報及び通信の暗号化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号に係わる個人情報の不正な扱い</li> <li>・不正なブラックリストの作成</li> <li>・個人の意思に反するトラッキング</li> </ul>
③財産的被害への懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上の規制等措置</li> <li>・罰則強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス制御</li> <li>・公的個人認証等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ID詐称(典型的には米国のSSNの被害)</li> <li>・番号による本人確認の禁止</li> </ul>

出展:大綱案

# 国民の懸念への対応

情報連携  
基盤

情報保有機関



「番号」に係る  
個人情報

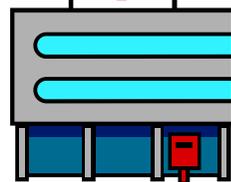


情報保有機関

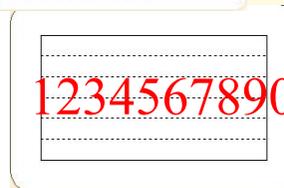


第三者機関

「番号」を取り扱  
い得る事業者



「番号」に係る  
個人情報



「番号」に係る  
個人情報

「番号」を取り扱  
い得る事業者

① 国家管理への懸念

② 個人情報の追跡・突合に対する懸念

③ 財産的被害への懸念

# 噛み合わない議論 その2 分かりにくい分野間の整合??



財務省

「ICカード」とか「情報連携基盤」の予算には限りがあるからね。



悲願？

自治行政局的な視点

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減  
#本当は??このままでは自治体の行政サービスはもたない??

トレードオフ・バランスが見えない

(2) 所得把握の精度の向上等の実現  
#関係者の悲願??



悲願？

国税的な視点



悲願？

厚生労働省的な視点

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上  
#本当は??増大する社会保障費の対応を迫られている??



公約？

歳入庁構想？

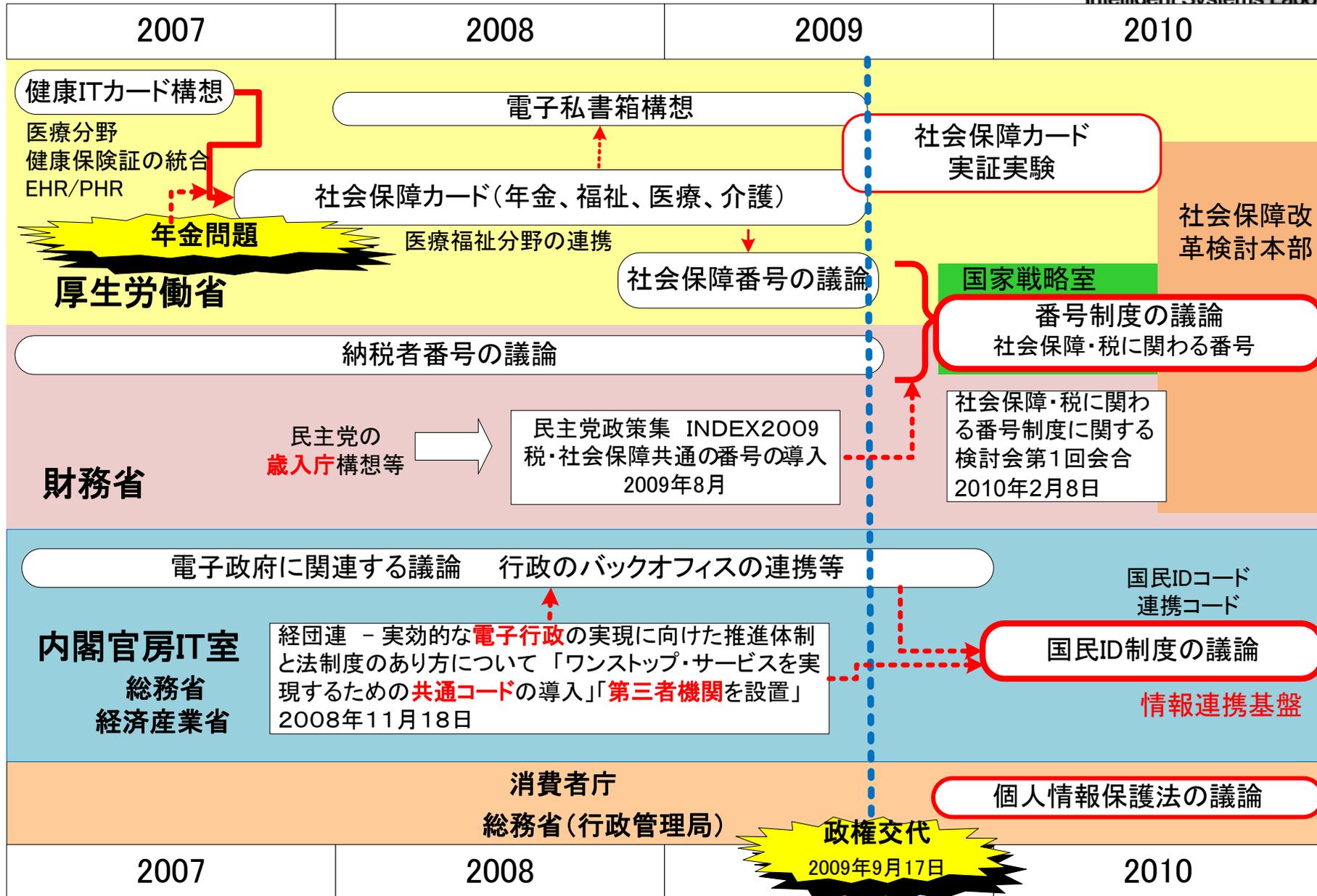
(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

•各分野での「番号制度」に関する主張は、分野内での課題の解決であり、分野間では対立構造?にもある。#日本の制度は、複雑過ぎて他省庁の管轄の事など分か

# 大綱での「番号制度で何ができるのか」

	「番号制度で何ができるのか」 (大綱)	背景 (松本)
1	よりきめ細やかな社会保障給付の実現	「歳入庁」構想、総合合算制度等からの流れ。 消費税率アップの対応。再配分の仕組み
2	所得把握の精度の向上等	納税者番号等、昔からの議論 公正な社会。
3	災害時の活用	3.11以降の議論
4	自分に関する情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコンなどから簡単に入手	「電子行政」等の議論 自己情報コントロール権等の議論 エストニアのX-ROAD等からの影響
5	各種事務・手続の簡素化、負担軽減	「電子行政」等の議論 行政サービスを中心とした効率的な社会
6	医療・介護等のサービスの質の向上	「健康ITカード」等からの議論 少子高齢化、増大する社会保障費等の問題

# 「番号制度」に関連するこれまでの経緯



議論の統合???

# 適用範囲( 対立軸、論点の分かりにくさ )

	健康 ITカード	社会保 障カード	民主 党案	番号 大綱	情報連 携基盤	エストニ ア 韓国など	備考
医療分野	○	○	△	○	○	○	EHR/PHR
介護保険分野	△?	○	△	○	○	○	
福祉分野	△?	○	△	○	○	○	
労働保険分野		○	△	○	○	○	
年金分野		○	○	○	○	○	
税務分野			○	○	○	○	国税
その他(大綱)				○	○	-	
その他の行政分 野				?	△	○	
公共(電気、ガス)					△	○	教育とか
その他の民間					△	△	
<p>「最適化の範囲」「情報連携の範囲」「(個別)番号の範囲」が適切に バランスが取れた形で検討される必要がある。</p>							

# 適用分野( 対立軸、論点の分かりにくさ )

		番号制度、情報連携を推進する目的	反対意見やデメリット
税		「税分野」の観点。税の効率的な徴収。税の公平性。	税に対する様々な思惑。グリーンカードからの長い歴史
年金		2007年に発覚した年金問題	#日本年金機構は番号制度に興味がない？
社会保障カード		社会保障分野の効率化の観点。少子高齢化社会への対応	社会保障費削減という批判。給付ではなく現物サービスへの批判。
歳入庁構想		適正な再配分の観点。総合合算制度や消費税率アップの逆進性対策など。	増税反対？
番号制度国民ID?		大綱にある「番号制度で何ができるか」	「国家管理への懸念」等
将来??		民間も含めた効率化、新たなサービス産業	プライバシー情報のコントロールの難しさ。民間での不正利用

・本質的には「行政改革」「税改革」「社会保障改革」「一体改革」等と結びつくもので「改革」には、その逆のベクトルも働き、そのため議論が錯綜する。

# いくつかの論点 – 少し具体的に

- ・ 情報連携基盤(案)は、複雑なのか？
  - 国家管理への懸念、住基訴訟リスクを避ける設計？
  - 複雑過ぎる仕組のため機能しないものができてしまう？
  - #現状はユースケースの分析がなく、機能要件自体が単純過ぎる。
  - #情報連携基盤そのものというよりは“紐付け”に難がある。
- ・ 番号制度と個人情報保護法の関係
  - 番号に係わる個人情報の範囲
    - ・ 「利用番号C」の属性情報は番号に係わる個人情報は??
    - ・ 第三者機関と既存の監督官庁の関係
  - 医療分野の特別法との関係
- ・ 民間利用に関する論点
  - 現状の案は、全員参加の同意を前提としない「行政手続き」での利用のイメージが強い – なので「同意確認」に関する議論が少ない
  - 社会保障分野としての民間利用の観点
    - ・ 「医療・介護等のサービスの質の向上」と表現されている部分
  - 社会保障分野以外も含めた民間利用の観点
    - ・ 経団連的??な主張??
  - 「番号」を取り扱い得る事業者たる民間組織へのインセンティブの無さの問題

# 広義の番号制度の目指すところの理解??

- ・ 日本の社会の根幹を成すサービスシステム(制度)の改革に必要な制度
  - 行政サービス 行政改革
  - 税サービス 税制改革
  - 社会保障サービス 社会保障改革
  - 少子高齢者社会に対応するためのパラダイムシフト
  - それぞれの分野の制度疲労を起こした制度の改革
- ・ 日本の国家的なIT戦略の視点
  - デジタル社会へのパラダイムシフト
  - これまでのアプローチは(制度疲労を起こした)制度があって(世界に誇る日本の最先端)技術で解決・実装する。
    - ・ #年金問題は、世界最先端の画像文字認識技術で解決するとか。。。
  - #そーではなくデジタル技術前提の制度設計も必要な時代へ
  - #それを阻む、ITゼネコンとも比喻される信頼のなさ。。。
  - BPR(≡制度改革)を行った上での社会基盤となる情報システムの構築
    - ・ ここが理解されないと電子行政サービスの失敗は繰り返す？
  - 制度改革に情報通信技術が絡む必要があると考えた場合、「番号制度」の成功は必要条件??